

市民協働条例調査特別委員会

(平成26年5月22日)

○ 小林博次委員長

皆さん、おはようございます。ただいまから、委員会を始めさせていただきます。

きょうの委員会は、修正案の取り下げがありましたから、20分程度で終わりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料の確認ですが、①から③まで、それから逐条解説案、この4点が資料として添付されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

①は、この前の委員会で出された主な意見の集約です。それから、②の資料は実施要領、ホームページへ載せる原稿の資料でございます。それから、③は制定までのスケジュール、これはこの前確認されておりますので、改めてお配りをすると、こういうことでございます。それから、市民協働促進条例の逐条解説案を資料として改めて出しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、まず②のパブリックコメントの実施について、事務局から要点だけ説明させていただきます。

○ 岡田議会事務局主幹

座って失礼いたします。

資料2の四日市市市民協働促進条例（案）に対する意見募集の実施についてということで、こちらが実施要領になりまして、このままホームページの原稿の案になりますので、よろしくお願ひいたします。

配布資料といたしましては、四日市市市民協働促進条例（案）と意見提出用紙をホームページから見られるようにさせていただくのと、後で申し上げますが、各地区市民センターだとか、そういったところにお配りさせていただきます。

条例案の公表場所なんですけれども、市議会のホームページの掲載ですね。あと、10階の議事課、北館1階にございます市政情報センター、近鉄四日市駅の高架下の市民窓口サービスセンター、各地区市民センターと楠総合支所に配布させていただきます。

募集期間といたしましては、平成26年7月7日月曜日から8月6日水曜日まで、意見を提出できる方は、市内に在住、在勤、在学の方というふうになっております。

提出方法といたしましては、先ほど申しました公表場所のところに直接提出していただ

くか、郵送、ファクス、電子メールでいただくことになっております。

説明としては以上になります。

○ 小林博次委員長

お聞きいただいたようなおりでございます。

資料2について、何かご意見とかご質疑があれば、よろしく申し上げます。

特にないと思いますが、ありますか。

○ 芳野正英委員

公表場所なんですけど、楠総合支所で配布していますってなっているんですけど、現物を市民の皆さんに配布する形になるんですか。さっきの説明やと、そこに配布することやったと思うんですけど。

○ 岡田議会事務局主幹

そうですね。資料②の一つ目のちょぼの配布資料と書いてある条例案と意見提出用紙を置かせていただくような形です。

○ 芳野正英委員

そうすると、細かい話なんですけど、総合支所に配布しますじゃないですか。だから、これやと、日本語的に、総合支所で市民の皆さんに配布するみたいに読めると思うんですけどね。

○ 小林博次委員長

置いておくだけやろう。

○ 芳野正英委員

置いておくだけですよね。だから、市民窓口サービスセンター、各地区市民センター及び総合支所で公表しますとか。配布していますやったら、市民の人は、もらえると思って、そこへ行かへんかなと思って。

○ 小林博次委員長

配布がだめなんやな。

○ 芳野正英委員

楠総合支所に配布しますじゃないのかな。

○ 伊藤嗣也副委員長

配布というか、置いてあるんです、厳密には。

○ 芳野正英委員

そうそう。

○ 伊藤嗣也副委員長

だから、閲覧とか。

○ 芳野正英委員

閲覧できますとか。

○ 小林博次委員長

その旨、任せてもらって、文書修正します。それでよろしいか。

○ 芳野正英委員

はい。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

ほか、気がついた点、あれば出してください。

○ 樋口博己委員

これは、広報に載る原稿だと思うんですけども、市議会だよりも小さいスペースに

掲載されると思いますが、ちょっとその辺の説明も少しいただくとありがたいと思いますが。

○ 岡田議会事務局主幹

市議会だよりも、6月5日に配布される分に関しまして原稿をつくっておりますので、配布させていただきます。

○ 小林博次委員長

載せるということです。

②の資料については、これでよろしいですか。

○ 川村高司委員

具体的な内容ではないんですけども、今回のパブリックコメントというのは、この特別委員会の面々での合議ですけど、今後のパブリックコメントだけに限らず、いろんな委員会とかで、いろんな意見が出たときに、議会としての発信であるならば、36人全員に一度諮ってというような場を持たずして、今回はパブリックコメントが出されるという手続きなんですけど、それはそれで問題ないというか、そういうケースもあれば、全体で諮るケースもあったりするのは、何らかの議会としての基準というか、ジャッジというのは、どういうふうなジャッジでいくんですか。

○ 小林博次委員長

特別には、どうしたらいいかということは決まっていないと思いますが、従来はどうでしょうか。そのまま全体の意見をまとめて、その後、市民の皆さんにという感じがあったと思うんですけど、今回は初めて委員会で対応させていただいております。

○ 川村高司委員

というと、今回がどちらかというといレギュラー的な、初めてのケースという意味合いなんですか。

○ 小林博次委員長

いや、そういう感じではなくて、全体に諮って出す場合もあれば、委員会で出す場合もあると、こういう理解をして、今回は委員会で出すと。

本来なら、やっぱり全体に諮って出していくほうがよりいいんだと思うんですが、今回の場合は、既に議員政策研究会とか、全体で意見集約してここへ来ていますから、どちらが先かという話で、全体の意見を酌み上げてやっているという理解をしていますから、そのようにお願いします。

#### ○ 川村高司委員

きのうの議員政策研究会での議論でもあったように、年度がかわった区切りで中間報告であり、経過報告というのを全体会で諮るというような手続論がある中で、特別委員会であったとしても、それなりの区切り区切りで全体に諮りながらというのがいいのかなとは、個人的には思いながら。

#### ○ 小林博次委員長

わかりました。

そのような意見があるということを代表者会議、議長に伝えます。よろしいか。

副委員長、よろしいね。

(発言する者あり)

#### ○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

そんなことで、1番目のパブリックコメントの実施について締めくくります。

それから、今後の進め方ですが、③の資料は、前回確認されていますから、再確認ということにとどめます。

せつかく少し時間がありますから、理事者のほうで、条例はつくったが中身が追いつかんということではだめなので、今後のスケジュールに合わせて、やっぱり理事者側もきちっと対応できるような、スピード感を持って対応してほしいと思うので、何かこの際発言があれば、してください。

○ 前田市民文化部長

おはようございます。

市民協働促進条例の条例化の議論については、私どもも、こうやって一緒に出席をさせていただいて、経緯についても十分把握もさせていただいております。

ここでは、いろんな課題が示されております。例えば、市民活動の総合的な窓口の設置の問題や、交流拠点の活動場所の提供や、そういう活動の施設の充実の問題。それから、非常に議論としても争点になりました財政的な支援の問題。それから、もしこれから具体的に条例案の上程ということになりますと、今度は届出制度のことについても詰めていかないといけないということもございます。

このような考え方については、理事者としても、しっかりこの条例の趣旨、それからこれまでのご議論、それから、我々としても諸課題がございます。そういうことをしっかり一回整理して、これからのいろんなご討議の中で、理事者としても、一定の考え方が示されるように庁内で調整もして、これから取り組んでまいりたいと思っております。しっかりやってまいるつもりではおります。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。決意の一端みたいに聞き及んでおきます。

それから、その次に進めたいと思います。

今後の日程ですが、パブリックコメントが集約されて、10月29日に午前10時から委員会を開いて、その場で論議をしたいと思っております。まとめれば、それまでに意見は各会派に配らせてもらいたいなど、そんなふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、ここでは日程の確認で、10月29日水曜日かどうか、午前中。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、よろしくお願ひします。

[次回日程は10月29日と決定する。]

○ 小林博次委員長

ここで集約して、必要なら、また委員会の追加があると思いますが、粛々といけば、これで11月定例会に提案されて、議決をされると、その次の年の4月1日に施行、こんなことになるかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上ですな。それでは、こんなところで。

○ 芳野正英委員

済みません、腰を折ってしまって。

これ、上程した場合は、市民文化部なので、当然、産業生活常任委員会での審議になるんですよね。

○ 小林博次委員長

条例案は、特別委員会がありますから、ここで。

委員会上程な。委員会上程は産業生活常任委員会になりますよね、これは。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

ちょっと事務局から補足をさせていただきます。

平成18年の地方自治法改正で、こういった特別委員会から条例の提案ができるようになりました。ということを受けて、特別委員会から出された条例案につきまして、委員会付託をするかどうかというのは、また代表者会議でご協議いただくという整理で聞いておりますので、またその段になりましたら、代表者会議を開いていただいてということで、よろしくお願いをしたいと思います。

○ 小林博次委員長

という計らいになるそうでございますので、よろしく。

○ 早川新平委員

この日程の件なんですけれども、10月29日は今確認されましたけれども、その下にも11月に委員会というふうに、予定されているんですけれども、その日程のほうは。資料3のスケジュール案の11月の委員会は、10月29日をもってやるかやらんか決めるということで



すか。

○ 小林博次委員長

はい、とりあえず。これで終わればということです。

よろしいですか。

(なし)

○ 小林博次委員長

きょうの委員会はこれで終わります。ありがとうございました。

10 : 22 閉議